



2024年5月27日

各 位

会 社 名 株式会社サンテック  
代表者名 代表取締役社長 八幡 信孝  
(コード番号 1960 スタンダード市場)  
問合せ先 執行役員管理部長 船戸 文英  
(TEL. 03 - 3265 - 6181 )

## 2024年3月期計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類に対する 監査意見不表明に関するお知らせ

当社は、2024年5月27日に、2024年3月期の計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類に関し、当社の会計監査人であるRSM清和監査法人より、会社法第436条第2項第1号及び会社法第444条第4項の規定に基づく監査について、監査意見を表明しない旨の監査報告書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 背景及び概要

当社は、RSM清和監査法人より、財務諸表に対して意見を表明する根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができないことを理由とする、2024年3月期計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類に対する監査意見を表明しない旨の監査報告書を受領いたしました。したがって、当社はこの計算書類に対する監査意見の不表明に伴い、当社の定時株主総会の決議事項として2024年3月期計算書類の承認を付議いたします。

#### 2. 監査報告書の内容

受領した計算書類及びその附属明細書に対する監査報告書の意見不表明の根拠は次のとおりであります。

##### 意見不表明

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サンテックの2023年4月1日から2024年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の計算書類等に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、計算書類等に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったため、監査意見を表明しない。

##### 意見不表明の根拠

当社は当事業年度において、前々事業年度に受注した特定の特殊工事に係る見積り工事

原価を 596,276 千円増額した。このうち、204,262 千円は工事損失引当金繰入額として当事業年度の損益計算書において完成工事原価に計上するとともに、増額後の工事原価総額をもとに算定した工事進捗度により完成工事高 534,913 千円を計上した。当監査法人は、見積り工事原価の増加額の根拠証憑の一部やその網羅性に関する十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。また、会社が全ての利用可能な情報に基づく合理的な仮定を使用して適時かつ適切な見積りを行っていたか判断できないため、前々事業年度、前事業年度、当事業年度のいずれの事業年度に見積り工事原価総額を増額し工事損失引当金を計上すべきか否かに関して、その判断の根拠を入手することができず、完成工事原価の期間帰属に関する十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

また、会社が見積り工事原価の増加額 596,276 千円を前々事業年度、前事業年度、当事業年度のいずれの事業年度の見積り工事原価総額に反映し工事進捗度を算定した上で完成工事高の測定を行うべきかについて、その判断の根拠を入手することができなかったため、完成工事高の期間帰属に関する十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

加えて、会社は当該特定の特殊工事に類似する案件で見積り工事原価総額に誤謬が発生していないかの調査を実施した。また、見積り工事原価の増加額をいずれの事業年度に反映すべきであったかの調査を継続して実施しているものの、本報告書日現在、当該調査は終了していないが、会社は 2024 年 6 月 25 日開催予定の定時株主総会において、計算書類を決議事項とすることにつき意思決定を行った。当監査法人は、当該特定の特殊工事に類似する案件の網羅性や類似する案件の見積り工事原価総額に誤謬が発生していないかに関する十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。また、見積り工事原価の増加額をいずれの事業年度に反映すべきであったかに関する調査結果を入手することができなかったため、最終的な調査結果を評価できていない。

さらに、会社は当事業年度において、全社的な共用資産 703,980 千円に減損の兆候が認められると判断し、減損判定のための割引前将来キャッシュ・フロー見積り資料を作成している。当監査法人は、会社が作成した割引前将来キャッシュ・フロー見積り資料の合理性を検証する過程において、会社からその仮定の適切性に関する合理的な説明が受けられなかったため、減損損失を認識するかどうかを判定するための十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

以上から、当監査法人は、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが計算書類等に及ぼす可能性のある影響が重要かつ広範であると判断した。

その結果、当監査法人は、会社の計算書類等を構成する数値に重要な修正が必要となるか否かについて判断することができなかった。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施し、監査報告書において意見を表明することにある。しかしながら、本報告書の「意見不表明の根拠」に記載されているとおり、当監査法人は計算書類等に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

また、受領した連結計算書類に対する監査報告書の意見不表明の根拠は次のとおりであります。

#### 意見不表明

当監査法人は、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、株式会社サンテックの 2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の連結計算書類に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、連結計算書類に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったため、監査意見を表明しない。

#### 意見不表明の根拠

会社は当連結会計年度において、前々連結会計年度に受注した特定の特殊工事に係る見積り工事原価を 596,276 千円増額した。このうち、204,262 千円は工事損失引当金繰入額として当連結会計年度の連結損益計算書において完成工事原価に計上するとともに、増額後の工事原価総額をもとに算定した工事進捗度により完成工事高 534,913 千円を計上した。当監査法人は、見積り工事原価の増加額の根拠証拠の一部やその網羅性に関する十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。また、会社が全ての利用可能な情報に基づく合理的な仮定を使用して適時かつ適切な見積りを行っていたか判断できないため、前々連結会計年度、前連結会計年度、当連結会計年度のいずれの連結会計年度に見積り工事原価総額を増額し工事損失引当金を計上すべきか否かに関して、その判断の根拠を入手することができず、完成工事原価の期間帰属に関する十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

また、会社が見積り工事原価の増加額 596,276 千円を前々連結会計年度、前連結会計年度、当連結会計年度のいずれの連結会計年度の見積り工事原価総額に反映し工事進捗度を算定した上で完成工事高の測定を行うべきかについて、その判断の根拠を入手することができなかったため、完成工事高の期間帰属に関する十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

加えて、会社は見積り工事原価の増加額をいずれの連結会計年度に反映すべきであったか及び当該特定の特殊工事に類似する案件で見積り工事原価総額に誤謬が発生していないかの調査を継続して実施しているものの、本報告書日現在、当該調査は終了していないが、

会社は2024年6月25日開催予定の定時株主総会において、連結計算書類を報告事項とすることにつき意思決定を行った。当監査法人は調査結果を入手することができなかつたため、最終的な調査結果を評価できていない。

さらに、会社は当連結会計年度において、株式会社サンテックにおける全社的な共用資産703,980千円に減損の兆候が認められると判断し、減損判定のための割引前将来キャッシュ・フロー見積り資料を作成している。当監査法人は、会社が作成した割引前将来キャッシュ・フロー見積り資料の合理性を検証する過程において、会社からその仮定の適切性に関する合理的な説明が受けられなかつたため、減損損失を認識するかどうかを判定するための十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつた。

以上から、当監査法人は、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが連結計算書類に及ぼす可能性のある影響が重要かつ広範であると判断した。

その結果、当監査法人は、会社の連結計算書類を構成する数値に重要な修正が必要となるか否かについて判断することができなかつた。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施し、監査報告書において意見を表明することにある。しかしながら、本報告書の「意見不表明の根拠」に記載されているとおり、当監査法人は連結計算書類に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつた。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 3. 計算書類の承認について

計算書類に対する監査意見の不表明に伴い、当社定時株主総会の決議事項として計算書類の承認を付議いたします。

4. 今後の対応について

当社は、今回の監査意見の不表明に至った事由を厳粛に受け止め、適切に対処してまいります。

株主をはじめ投資家のみなさま、関係者のみなさまにご迷惑をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以 上